

○総務省告示第三百三十四号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十九号（地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

総務大臣 武田 良太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

一 地方公務員災害補償法第三十六条第二号及び地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項の総務大臣が定める率は、別表第一の上欄に掲げる年度の分として支給された遺族補償年金及び障害補償年金の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。ただし、遺族補償年金及び障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の分として支給された当該遺族補償年金及び当該障害補償年金については、別表第二の上欄に掲げる年度の分として支給された当該遺族補償年金及び当該障害補償年金の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

二 地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第二号及び附則第五条の総務大臣が定める率は、別表第二の上欄に掲げる障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金及び遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

別表第一

年 度 の 区 分	率
[略]	[略]
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇〇
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇〇

別表第二

年 度 の 区 分	率
[略]	[略]
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇〇
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇〇

改正前

一 地方公務員災害補償法第三十六条第二号及び地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項の総務大臣が定める率は、別表第一の上欄に掲げる年度の分として支給された遺族補償年金及び障害補償年金の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。ただし、遺族補償年金及び障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の分として支給された当該遺族補償年金及び当該障害補償年金については、別表第二の上欄に掲げる年度の分として支給された当該遺族補償年金及び当該障害補償年金の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

二 地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第二号及び附則第五条の総務大臣が定める率は、別表第二の上欄に掲げる障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金及び遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する年度の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

別表第一

年 度 の 区 分	率
[同上]	[同上]
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇〇

別表第二

年 度 の 区 分	率
[同上]	[同上]
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇〇

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

- 1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和三年四月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金については、なお従前の例による。